

岩手県防災会議運営規程の改正について

1 趣旨

- 県地域防災計画の修正については、これまで東日本大震災津波等の教訓を踏まえ、毎年度、必要な修正を行ってきたところであるが、今後においては、組織改編による名称変更や数値等の変更など、軽微な修正のみに留まる場合も想定される。
- 現行の規程では、県地域防災計画の修正に当たっては、組織改編による名称変更等に伴う軽微な修正であっても、防災会議を開催し、議決を得る必要があり、地域防災計画の修正内容に応じ、委員負担の軽減等を図っていく必要があるところ。
- このことから、岩手県防災会議運営規程を改正し、組織改編による名称変更等に伴う軽微な修正については、会長（知事）専決事項にしようとするもの。

2 岩手県防災会議運営規程の改正案について

【改正案】

現 行	改正案
<p>(専決処分)</p> <p>第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、<u>市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること</u>について専決処分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。</p>	<p>(専決処分)</p> <p>第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、<u>次に掲げるもの</u>について専決処分することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>岩手県地域防災計画の軽微な修正に関すること。</u></p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。<u>ただし、会議を開催することが困難と認めるときは、委員への通知をもって報告に代えることができる。</u></p>

【参考：北海道・東北ブロックの状況】

- ◆ 防災会議会長の専決事項について、北海道・東北ブロック（新潟県を含む。）の7道県を確認したところ、「地域防災計画の軽微な修正」を会長専決事項としている道県は、4道県（北海道、青森県、宮城県、福島県）となっていること。

岩手県防災会議運営規程【改正案を反映した見え消し版】

(が改正部分)

(目的)

第1条 この規程は、岩手県防災会議条例（昭和37年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岩手県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の五日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 防災会議は会長（会長に事故があるときはその指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、~~市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること~~次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) ~~市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。~~

(2) 岩手県地域防災計画の軽微な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。ただし、会議を開催することが困難と認めるときは、委員への通知をもって報告に代えることができる。

(部会)

第4条 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て行うものとする。

2 会長は、防災会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、速やかに部会に付議するものとする。

3 部会長は、付議された事項の調査審議が終わったときは、速やかにその結果を、会長に報告するものとする。

4 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会議)

第5条 会長は、防災会議の運営について必要があるときは、幹事会議を開催することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員（委員の属する機関の職員のうちから幹事が任命されていない委員に限る）及び専門委員を出席させることができる。

3 部会長は、部会の運営について必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属する委員の属する機関の職員のうちから任命された幹事の会議を開催することができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和38年3月22日から施行する。

附則

この規程は、昭和49年9月7日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月29日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月28日から施行する。